平成２８年（フ）第３６５号
岡山市中区江並281番地30、旧住所岡山県倉敷市真備町箭田696番地109
債務者　横山あずさ（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９６号
静岡市駿河区中田本町18番22―303号
債務者　新　絵利子（旧姓永喜）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３０号
東京都東村山市青葉町２丁目６番地35メープルズヒル203
債務者　三浦　　秀
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９２２号
東京都八王子市兵衛１丁目14番13号
債務者　佐々木千玲
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１号
栃木県小山市大字土塔252番地１　サンビレッジ小山Ｇ棟202号、従前の住所栃木県小山市駅東通り１丁目８番２号　アンビックス小山グランテムスクエア302
債務者　関根てつ子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１０７号
愛知県豊橋市大岩町字高足道26番地（301）、従前の住所長崎県五島市岐宿町岐宿1605番地２
債務者　田島　　哲
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１２７号
愛知県豊川市西塚町１丁目１番地の１
債務者　内藤　信子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１６９１号
横浜市都筑区すみれが丘１番地３　パークヒルズＯＭＡＴＡ202
債務者　安富　弘和
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３号
沖縄県沖縄市比屋根４丁目20番２号　ルーブルマンションＮⅡ503号室
債務者　金城　貴士
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４７号
釧路市春採６丁目８番40号　ミノルハイツ102
債務者　大柄　理絵
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５３号
釧路市若草町19番７号　安藤マンション201号
債務者　獅子内昌男
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１２３号
愛知県豊橋市芦原町字芦原87番地―Ｆ、従前の住所愛知県豊橋市広小路２丁目44番地
債務者　倉橋美千子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第８１４号
埼玉県所沢市大字上山口1896番地の７（住民票上の住所）
債務者　江上　鮎美（旧姓井島）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止決定の取消決定等

平成２８年（フ）第５５１号
神戸市北区星和台１丁目12番地の10
破産者　長井　孝弘
上記破産事件について、下記の１のとおり取消決定をしたので、併せて２、３の事項を定める。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
1　主文　上記の者に対する破産事件について、平成28年８月１日付け破産手続廃止決定を取り消す。
2　破産管財人　弁護士　村上　公一
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前10時15分
平成28年９月21日
神戸地方裁判所第３民事部